

農 整 第 165 号

平成 29 年 6 月 9 日

一般社団法人 富山県建設業協会会長 殿

富山県農林水産部長



快適な仮設トイレの設置工事の試行について（通知）

このことについて、「快適な仮設トイレの設置工事」試行要領に基づき、下記のとおり実施することとしましたので通知します。

記

1 対象工事について

平成 29 年 7 月 15 日以降の所長決裁にかかる工事で予定価格が 40 百万円以上かつ工期が 6 ヶ月以上の工事（特別仕様書にて明示する工事）を基本とし、受注者から希望があった場合に実施します。

（厳密に予定価格や工期を限定するものではありません。受注者の意欲にできるだけ応えるものとします。）

2 実施方法について

別添「快適な仮設トイレの設置工事」試行要領に基づき実施します。

3 試行工事の報告について

(7) 報告事項

受注者から提出された「快適な仮設トイレ設置報告書」及び「快適な仮設トイレの設置工事に関するアンケート」の電子データを提出願います。

(8) 報告時期

工事完了後速やかに

(9) 提出先

農村整備課 技術管理係

4 添付資料

「快適な仮設トイレの設置工事」試行要領

（事務担当：農村整備課 技術管理係 TEL076-444-3299（直通））